

平成31年 4 月 3 日

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 被処分業者（産業廃棄物収集運搬業）
広島県豊田郡大崎上島町中野5929番地
おまえぎきかうんかぶしきがいしや
御前崎海運株式会社
（代表取締役 小池 裕治）

- 2 処分日
平成31年 3 月 28 日

- 3 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

- 4 行政処分の理由
御前崎海運株式会社は、平成30年 7 月 31 日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反により罰金刑が確定していることが判明した。
この事実により、同社が法第14条の 3 の 2 第 1 項の許可を取り消さなければならない要件に該当するに至った。

[問い合わせ先]
生活環境部循環社会推進課
廃棄物監視指導班
担当：主幹 井上豊文
副主幹 磯崎桂一
電話番号 097-506-3134・3129